

チーム学校推進委員会設置要領

(目的)

第1条 教員の負担軽減を図り、教員が授業を中心とする教育活動に専念し、子どもと向き合う時間を十分に確保できるよう総合的に検討するため、教育委員会にチーム学校推進委員会（以下推進委員会という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、以下の観点からの具体策及び目標値等について調査審議する。

- (1) 教員とそれを支える多様な人材が連携し、チームとして学校運営に取り組む体制を着実に整えること
- (2) 教員の働き方に関する意識改革を行うとともに、業務の見直しや進め方の効率化を図ること

(組織)

第3条 推進委員会は、次の各号に掲げる職員により構成するものとする。その他、推進委員会が必要と認める者を追加することができる。

- (1) 教育次長
- (2) 教育総務部長
- (3) 学校教育部長
- (4) 教育総務部総務課長
- (5) 教育総務部企画課長
- (6) 教育総務部教育職員課長
- (7) 教育総務部教育給与課長
- (8) 学校教育部学事課長
- (9) 学校教育部教育改革推進課長
- (10) 学校教育部教育指導課長
- (11) 学校教育部教育支援課長
- (12) 学校教育部保健体育課長
- (13) 教育センター所長
- (14) 養護教育センター所長

(部会)

第4条 チーム学校推進委員会には、ワーキンググループを置くことができる。

第5条 チーム学校推進委員会の庶務は、教育総務部教育職員課において処理する。

附則

この要領は、平成29年10月12日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。